

申請書等への押印を廃止します



関市では、ご提出いただく申請書等への押印を令和4年1月4日から原則廃止し、市民のみなさま、事業者のみなさまの利便性向上、手続きの簡素化を推進します。

令和4年1月4日から 押印を廃止する申請書等 1,242件

引き続き押印が必要な申請書等 249件

1 押印廃止の対象

- ・関市が独自に押印を求めている申請書等

「申請書等の押印見直し方針」を策定し、押印を求めている申請書等について見直しを行いました。市民のみなさま、事業者のみなさまが、関市に提出される申請書等1,491件のうち1,242件の押印を令和4年1月4日から廃止します。

2 引き続き押印が必要な申請書等

国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものなど（※1）、引き続き押印が必要な申請書等があります。国の対応（法令等の改正）に合わせた見直しを今後も行います。

※1 下記については、引き続き押印が必要です

- ・契約書（契約書としての性質を備えているもの、契約書に基づく委任状、請書）
- ・入札に係るもの（入札参加資格者に対して、登録印の押印を義務付けているもの）
- ・実印・登録印を求め、印鑑証明と照合するもの

3 その他

押印を廃止する申請書等について、すでに配布されている様式に押印欄があるものについては、押印せず提出することができます。また、押印して提出した場合も受付します。個別の手続に関することは、申請書等を提出する部署にお問い合わせください。